

# 平成25年第1回弘前市教育委員会会議録

日時 平成25年1月24日（月）

午後3時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

## ◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
  - 報告第1号 臨時代理の報告について（平成25年度教育費予算案に対する意見申出について）
  - 報告第2号 臨時代理の報告について（教育財産の取得申出について）
- 6 議案の審議
  - 議案第1号 教育財産の取得申出について
  - 議案第2号 教育財産の取得申出について
  - 議案第3号 弘前市指定文化財の指定について
  - 議案第4号 弘前市スポーツ推進審議会の委員の任命について
  - 議案第5号 弘前市外国語指導員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例案
  - 議案第6号 教育研究所条例の一部を改正する条例案
  - 議案第7号 弘前市学校給食センター条例の一部を改正する条例案
  - 議案第8号 弘前市文化財保護条例及び弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例案
  - 議案第9号 弘前市スポーツ推進審議会に関する条例の一部を改正する条例案
  - 議案第10号 弘前市体育施設条例の一部を改正する条例案
  - 議案第11号 弘前市多目的広場条例の一部を改正する条例案
  - 議案第12号 弘前市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例案
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 山科 實 委員、2番 今 由香 委員、3番 土居 真理 委員、  
4番 前田 幸子 委員、5番 佐藤 紘昭 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、学務課長 佐藤 賢也、指導課長兼教育研究所長 工藤 雅哉、生涯学習課長 桜庭 哲紀、文化財保護課長 小野 俊彦、保健体育課長 柴田 幸博、中央公民館長 相馬 剛、中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長 有馬 靖、弘前図書館長兼郷土文学館長 北嶋 郁也、博物館長補佐 木村 斉

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 鳴海 誠、教育総務課主幹兼人事係長 奈良 道明、教育総務課総務係長 高谷 由美子、教育総務課総務係主査 前田 修

-----  
午後3時 開会

○委員長（山科 實委員） これより平成25年第1回弘前市教育委員会会議を開会します。

ただいまの出席者数は5名で定足数に達しているので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に5番佐藤紘昭委員と2番今由香委員を指名します。

会期は本日1日としたいと思うがいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認め、会期は本日1日とします。本日の案件は報告が2件、議案が12件です。当日配付の議案を配付いたさせます。

（議案配付）

○委員長（山科 實委員） 議案第8号から議案第12号までは、教育委員会の人事管理に関する事項であることから当該議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思うがいかがか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認め、議案第8号から第12号までは、非公開

で審議します。

それでは、臨時代理の報告に入ります。

報告第1号臨時代理の報告について説明をお願いします。

○教育部長（野呂雅仁） 報告第1号臨時代理の報告について御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成25年度教育費予算案に対する意見を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定により臨時代理したことから、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

平成25年度の予算編成は、市の財政見通しの厳しさから、歳出予算をさらに抑制するため、学校や教育施設の維持管理経費などの経常的な経費については、平成24年度に導入されたシーリング方式が継続されております。部局ごとに設定された予算見積上限額の中で、教育委員会として最大の効果を生み出すよう、事業のスクラップ・アンド・ビルドを行い、メリハリのある予算の組み立てを行うよう求められたものです。

一方、政策的な経費については、昨年度に引き続き、特別枠予算として「明日のひろさき創造枠」と、新たに「健やかひろさき元気枠」が設定され、「子育て」や「人材の育成」、「子どもの健やかな成長を育む環境づくり」などの重点テーマを掲げ、新たな政策課題等に対して積極的に取り組むための予算を編成するというものであります。

教育委員会として特別枠予算に要求いたしました主な新規事業について御説明いたします。

まずは、「(仮称)学校活性化プロジェクト事業」です。委員には、これまで協議会等でこの名称で説明してきておりますが、名称の変更をしたいと思います。「弘前教育活性化プロジェクト事業」といたします。これは、子供がみずから学ぶことを応援する仕組み、教員がみずから資質を高めながら学校を活性化させていくことを支援する仕組み、保護者が見通しを持って子供の進路選択を応援する仕組み、そして行政が担う事業を総合的に構築した事業であります。予算要求といたしましては新規事業であります。この弘前教育活性化プロジェクト事業は学校教育を応援する教育委員会の既存の事業を含めた構想でありまして、義務教育9年間を貫く育ちと学びの環境を中・長期的に整えていくものであります。

そのほか、特別枠の要求事業といたしましては、「特別支援教育支援員配置事業」、「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例啓発事業」、「食育サポート事業」などを要求し、予算内示されております。

それでは、教育委員会として、予算編成方針を踏まえ、弘前市教育振興基本計画の推進を図るために要求した予算と、1月9日に内示された企画部長査定によ

る、教育費の内示総額等について御説明いたします。

要求額と査定(内示)額の比較についてであります。平成25年度の要求額110億2901万4000円に対し、査定(内示)額は105億413万6000円で、約5億2500万円の減額で査定されております。

次に、24年度の当初予算額87億3301万5000円との比較では、17億7112万1000円の増額、率にして約20%の増となっております。これは、新規事業として、修斉小・草薙小統合校新築事業などの教育環境の整備をすすめるほか、新寺構整備事業や東照宮本殿保存事業などの文化財の保存整備の事業開始によるものです。また、高杉小学校や文京小学校の校舎等の改築工事、堀越城跡整備事業、博物館や市民会館の整備事業の継続実施などによるものであります。

次に、査定に対する教育委員会所管分の復活要求の内容について御説明いたします。

復活要求額の合計は2億5616万9000円で、その内訳については、教育総務課からは「特別支援教育支援員配置事業」を、次に、文化財保護課からは「史跡等公開活用事業」と「史跡津軽氏城跡 堀越城跡整備事業」の2件を、保健体育課からは「トップアスリート招致支援事業」、「弘前市運動公園球技場整備工事」、「はるかソフトボール夢事業」、「Enjoyスノーウォーキング事業」、「通学路緊急合同点検安全対策事業」、「西部学校給食センター燃料費等増加分」の6件を要求し、事業の復活合計額は2億5072万6000円です。そのほか事務復活として544万3000円を要求しております。

現在、市長によるヒアリングと査定が実施されており、教育費を含めた全体の予算案は、1月30日に決定する予定となっております。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し質疑等ありませんか。
- 4番（前田幸子委員） 就学援助費補助の被災地支援補助の具体的なところを教えてください。
- 学務課長（佐藤賢也） これは、さきの3.11東日本大震災においてこちらへ避難してきたお子さんが小中学校にまだおられます。この方たちの就学援助費を被災地支援という形で、一般の弘前市民の子供の就学援助とは分けているということです。
- 4番（前田幸子委員） 2項小学校費3目学校建設費の小学校屋根改修事業、25年度予算要求しているのですがゼロ査定で、復活要求もしていないようですが、安全面で実施しなくても大丈夫なのか。それから、今後の見通しとして行われるものなのかお聞きします。
- 学務課長（佐藤賢也） 屋根が古くなりまして、計画的に補修するということでの予算要求したわけですが、弘前市全体で学校以外の施設もさまざまございまして、それらも大分古くなっている部分もありますので、市全体の中のファシリティア

ネジメントの中で補修するよというこで、今回はゼロの査定だというこでございす。しかし必要な部分というものはやっていかないと最終的には建てかえというこになりますので、学校も入れるよに努力してまいりたいと思っております。

○3番（土居真理委員） 小学校費、学校建設費、小学校アスベスト対策事業がゼロになっているのですが、対策はすべて終了したということでしょうか。あと中学校に関してアスベスト対策事業が前年よりもプラスになっているというのは、小学校、中学校ともにどうい状況かお知らせ願いたいと思ひます。

○学務課長（佐藤賢也） 小学校につきましては、今年度で大方の除去工事を終了しております。残っているのは文京小学校でございす。文京小学校につきましては、飛散して危険だという状況にはありません。ということで、文京小学校は、今、建てかえして解体にあわせて除去するという予定でございす。

それから、中学校につきましては、今残っているのは東中学校と石川中学校の2校分の要求というこで、来年度実施したいと考えております。

○3番（土居真理委員） わかりました。とにかく、子供の健康に十分に気をつけて、安全で安心に通学できるように、よろしく願ひいたします。

○2番（今由香委員） 特色ある学校づくり事業、具体的にどのような特色ある学校づくりを予定しているのか伺いたいと思ひます。

○学務課長（佐藤賢也） これは、各小中学校で行っている事業でございまして、中身としては、農業に関するこや英語、こぎん刺しとか、郷土の文化等について地域の方を講師としてお招きした際に支払う報償費でございす。

○2番（今由香委員） 学校訪問で伺った際に、そのような場面が何回かありまして、大変いいことだと思ひました。

○4番（前田幸子委員） 文化財保護費のほうなのですが、この間も高照神社の鳥居が壊れたり、雪害が文化財のほうにも出てくると思ひます。そうした場合には、予算としては、文化財保護一般の中から支出されるのでしょうか。

○文化財保護課長（小野俊彦） 一般的に修理のほうは、計画的に国の指定文化財、県の指定文化財、市の指定文化財、それぞれ予算を持ちながら修理を行ってまいっております。今回のよに雪害という特別な事情がある場合は、必要があれば補正を組みながら対応するという形になろうかと思ひます。一般的には、既決されている予算内でまかなえる範囲であれば、その予算内でまかなっていくという形になります。いずれにしても、修理費という形になろうかと思ひます。

○4番（前田幸子委員） 社会教育費の中で、文化振興費と同じく文化振興費（市民との協働推進課分）とあるのですが、そのこを具体的に教えていただければと思ひます。

○生涯学習課長（桜庭哲紀） 文化振興費ですけれども、文化の部分が市長部局の市

民との協働推進課へ移管したときに、教育委員会として子供に関する文化の部分は教育委員会で所管すると、それ以外の部分は市長部局の市民との協働推進課で担当するということから、文化の部分が2種類に分かれております。私どもの部分は、小学校文化連盟、中学校文化連盟とか、文化大会への各種派遣に関する補助が対象になっております。

- 1番(山科 實委員) 全般的なことなのではございますけれども、小学校の新築とか改築とか大きいもの、東照宮の問題とかは必要で多くなったのはわかるのですが、通常の小学校中学校の活動、研修とか、ずっと続けられてきた活動の中で予算を縮小せざるを得なくなっている部分とか、逆に補強されてきている部分とか、継続的に続けられてきている事業の中で特に特徴的なものはあるのですか。大変項目が多いので、大きいものはわかるのですが、従来行われてきたもので特徴とかあれば、なければいいのですけれども。
- 学務課長(佐藤賢也) 学校の部分につきましては、一般的に行われてきた部分としては、教材整備事業、それから理科教育設備整備事業、図書整備事業というのが直接教育にかかわるものと理解しておりますけれども、それらについては大方こちらの要求どおりと考えております。この中で、確かにマイナスが出てきておりますけれども、これは項目を付けかえたからみでマイナスになっている、逆にその分ほかでプラスになっているものもありますし、トータルで見るとシーリングの関係もありますので隠れて見えませんが、必要な部分については大方これまでどおりついていると考えています。
- 4番(前田幸子委員) 保健体育費の中で、名誉市民展示コーナー設置事業の中身について。それから、名誉市民の氏名を教えてくださいと思います。
- 保健体育課長(柴田幸博) 名誉市民展示コーナー設置事業は、県立武道館の中に若乃花の展示コーナーがあります。そこにかかる経費でございます。
- 3番(土居真理委員) 避難場所指定施設整備事業、大きく金額が動く計上があるのですが中身と御説明をお願いします。
- 中央公民館長(相馬 剛) 公民館費の避難場所指定施設整備事業、これは公民館が「3.11」のあと、防災計画には載っていないけれども市長の判断で避難場所に指定されました。そういうこともあって、地区公民館、12館ありますけれども老朽化している施設もあり、避難場所に指定されたこともあるので、4カ所について修繕等を要求しました。結果、そのうちの1カ所のみ予算がついた結果となっております。
- 3番(土居真理委員) 当然、避難場所として必要だからこれだけの要求をしたと思うのですが、1カ所だけで大丈夫なのでしょうか。
- 中央公民館長(相馬 剛) 必要であるから要求したのですが、いろいろ財政とのやりとりの中では、今すぐ直ちにというものと、もう少し見られるものがある

だろうということで、その辺を取捨選択しながら、とりあえず1カ所はつけて、あとは年度途中でも何かあれば補正で対応するという事で折り合いをつけております。

- 1番(山科 實委員) 公民館の関係なのですが、中学校を支援する人材バンク活用事業というものがあります。これと、先ほど学務課から説明があった中学校の特色ある学校づくりで人材を派遣するのと、これは被っているのではないですか。
- 中央公民館長(相馬 剛) 地域のいろいろな技能、技術を持っている人の力をかりるという視点で、地域と学校の連携という視点に目を当てて、人材バンクというリストをつくり上げて、そこから学校と話し合いの中で人材を紹介し、学校に協力しながらやってもらっている。それが、結果的に特色あるという部分がある場合にはダブる部分があるかもしれません。そのリストアップしながら地域と学校とリンクをしながら子供たちを育成していくという趣旨に重点を置いているものでございます。
- 5番(佐藤紘昭委員) 関連して、弘前教育創生事業の補足説明をしてください。
- 中央公民館長(相馬 剛) これは、弘前教育創生事業の中で特に、16中学校区に限定で、創生事業の一つとして取り上げてリンクしながらやっているという位置づけにしているものでございます。
- 4番(前田幸子委員) 図書館費の中の追手門広場維持管理事業というのは、私たちが目に見える範囲での維持管理というものを教えていただければと思います。
- 図書館長(北嶋郁也) 追手門広場維持管理事業というのは、弘前図書館は、観光館、郷土文学館とともに追手門広場の一角に位置しておりますけれども、追手門広場の維持管理については、弘前図書館のほうで清掃とか冷暖房のビル管理等の維持管理、施設が壊れたときの修理、ある意味広場全体を維持していくための事業が追手門広場維持管理事業になります。
- 4番(前田幸子委員) 四季を通じて、装飾をしているのは入らないのですか。
- 図書館長(北嶋郁也) ソフトについては、観光の部門でやっており、商工部門で物産など、それぞれの所管で行っております。あくまでも施設の部分です。
- 1番(山科 實委員) 博物館なのですが、ことし改修に入って使えない状態なのですが、企画展や特別企画展の予算がふえているのは、場所を移した関係で費用が今までよりはかかるということなのですか。それとも、企画展の内容そのもので増加になっているのですか。
- 博物館長補佐(木村 斉) 予算はふえているのではなく、減っております。博物館自体が改修工事で使えないことから、今のところ考えているのは追手門広場の旧図書館とか中央公民館岩木館を。できるだけ館蔵品だけで展覧をしようと考えております。
- 1番(山科 實委員) ちょっと見間違えました。そうすると、追手門広場等を使

ってやるということですか。

- 博物館長補佐（木村 齊） 中公岩木館や旧図書館を借りる形で今考えております。
- 1番（山科 實委員） 社会教育費の中の「JAXAへ行こう！」という事業は新しくできる事業ですか。
- 生涯学習課長（桜庭哲紀） 事業としては24年度に実施しているのですけれども、24年度は当初予算計上はなく、年度途中で市長から事業の提案をされた中で教育委員会の予算の流用も受けながら行った事業です。当初予算上は25年度が新規となっていますが、実質は24年度から実施している事業です。
- 2番（今由香委員） いろいろ予算の削減に努力されたと思うのですが、全ての部門を削ってしまうとゆとりがなくなり、元気、覇気がなくなるのではと心配しますが。
- 教育総務課長（三上哲也） 確かに、シーリングという枠の中で、市の予算も厳しい状況の中での予算編成でした。先ほど、部長からも申し上げたとおり、メリハリのある予算に努めて、今回は昨年と比べても金額的にはふえているのですが、急いで実施しなければならない文京小学校、高杉小学校であったり、修斉、草薙の統合校ですとか、さらには、先ほど言いました弘前教育活性化プロジェクトに予算のメリハリをつけて、厳しい中で編成作業をしてきたことは事実であります。そういった中でも、教育振興基本計画に沿った内容になった予算、大きな方向を持った予算になったものと考えております。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 報告第1号を承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 御異議ないもの認めます。よって報告第1号は承認されました。

・報告第2号について

- 委員長（山科 實委員） 次に、報告第2号臨時代理の報告について説明をお願いします。
- 中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） 報告第2号、臨時代理の報告について御説明いたします。

これは、平成24年度天文台整備工事に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第3号の1件500万円を超える教育財産の取得を申出することに該当し、教育委員会から教育長に委任された上限額を超えるものでありましたが、事務処理に急を要したため、同規則第4条第2項の規定に基づき平成24年12月3日付で教育長が臨時代理を



したものであります。

工事の内容について御説明いたします。工事名称は平成24年度天文台整備工事で、設計金額は1382万8500円、内容は星と森のロマントピア天文台の外壁、トップライト、電気設備が老朽化したため改修するものであります。平成元年8月の天文台設置以来、初めての改修となります。

なお、この工事につきましては、外壁改修の施工方法などの検討に時間を要したため、平成24年度中の工事完了は無理であると判断し、平成25年度に繰り越すこととし、4月以降に実施することになりましたので、あわせて御報告いたします。これに伴いまして、平成25年1月23日から平成25年3月31日まで予定しておりました天文台の休館についても実施しないことになりました。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し御質疑等ありませんか。
- 1番（山科 實委員） 老朽化というのは、どのくらいたっているのですか。
- 中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） 23年たちまちの  
で、外壁のタイルが黒ずんできたり、コンクリートのたたきが非常に汚くなったり、明かりとりの窓がひび割れをして雨漏りがしたり、電灯が半分くらい切れていたりという状態になっています。
- 1番（山科 實委員） 年間どれくらい利用者がいるのですか。
- 中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） 年間、三千数百人  
です。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは、報告第2号を承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 御異議なしと認めます。よって報告第2号は承認されました。

・議案第1号について

- 委員長（山科 實委員） 引き続き、議案の審査を行います。議案第1号教育財産の取得申出について審議します。
- 中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） 議案第1号教育財産の取得申出について御説明いたします。

これは、教育財産の取得申出について市長に申し出るもので、その内容は提案理由にありますように星と森のロマントピア天文台で使用する天文台自動天体導入制御器の老朽化に伴い、更新しようとするものであります。

天文台の大型望遠鏡による天体観測の際、観測しようとする天体の名称を入力

するだけで自動的に当該天体が観測できる位置に大型望遠鏡の方向を移動させる機能を持った座標計算機とコントローラーからなる制御器が平成元年8月の設置以来の経年劣化により機能不全となったため、取得費用570万円をもって更新するものであります。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第1号を可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は原案どおり可決されました。

・議案第2号について

○委員長（山科 實委員） 議案第2号教育財産の取得申出について審議します。

○文化財保護課長（小野俊彦） 議案第2号教育財産の取得申出について。教育財産の取得申出について市長に申出するものであります。提案理由ですが、重要文化財東照宮本殿の保存と活用のための用地を取得しようとするものであります。施設名、重要文化財東照宮本殿。取得する教育財産の種類、土地。教育財産として取得する理由として、重要文化財東照宮本殿の保存と活用のための用地を取得するものであります。取得する財産の表示ですが、所在は弘前市大字笹森町38番地2。地目は境内地。面積、2,310平米。所有者は株式会社パーレックであります。取得金額予定額は、土地購入費5540万円でございます。購入予定地は本殿の周りの2,310平米です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） だいぶ高額だと思うのですが、どのくらい交渉なされましたか。

○文化財保護課長（小野俊彦） 市で買う場合は、鑑定をしていただきまして、その鑑定額に基づいて算定されてございます。これ以上もこれ以下もございません。ちなみに、平米当たり2万4000円になります。

○4番（前田幸子委員） 土地だけですね。建物が建っているから鑑定額が高くなるのですか。

○文化財保護課長（小野俊彦） 土地の部分だけの鑑定でございます。建物はすべてパーレックのほうで解体してしまっておりましたので、私どもは本殿を破産管財人から無償譲渡を受けているという状況、純粹に土地だけの鑑定です。

○4番（前田幸子委員） 本殿の建っている部分を含めてですか。

○文化財保護課長（小野俊彦） 底地全部でございます。

○3番（土居真理委員） 金額だけを見るととても大きい金額ではあるのですが、査定額で先方と交渉に応じるというのは、大変な御努力があったと思うし、本当におつかれさまでした、ありがとうございます。私の意見でございます。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第2号を可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は原案どおり可決されました。

・議案第3号について

○委員長（山科 實委員） 議案第3号弘前市指定文化財の指定について審議します。

○文化財保護課長（小野俊彦） 議案第3号弘前市指定文化財の指定について御説明申し上げます。提案理由ですが、弘前市文化財保護条例第10条第1項の規定に基づき、同項第1号に規定する弘前市指定有形文化財に指定しようとするものであります。種別でございますが、有形文化財（建造物）。名称、旧笹森家住宅附門、1棟。所在地、弘前市若党町72番地。所有者は弘前市であります。外構工事も終わりました、2月8日から先行で開館をするという予定になっております。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 附門、屋根の色なのですが、これはこのままか。

○文化財保護課長（小野俊彦） 年月を重ねると、緑青ということになりますので趣のある風情になると思います。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第3号を可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は原案どおり可決されました。

・議案第4号について

○委員長（山科 實委員） 議案第4号弘前市スポーツ推進審議会の委員の任命について審議します。

○保健体育課長（柴田幸博） 議案第4号弘前市スポーツ推進審議会の委員の任命について御説明申し上げます。

弘前市スポーツ推進審議会委員1名より、12月10日付で辞職願の届け出があり、後任として任命するものでございます。内容としまして、佐藤秀樹氏、東奥日報弘前支社長ですが、異動により支社長が交代したということで、平川正敏氏を新たに任命したいというものでございます。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第4号を可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は原案どおり可決されました。

・議案第5号について

○委員長（山科 實委員） 議案第5号弘前市外国語指導員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例案を審議します。

○教育総務課長（三上哲也） 議案第5号弘前市外国語指導員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例案は、弘前市職員等の旅費に関する条例の規定の改正に伴い、外国語指導員が外国から赴任する際に必要となる費用の弁償について、別途、弘前市外国語指導員の報酬及び費用弁償に関する条例により規定する必要がなくなることから、本条例を廃止しようとするものであります。当市で授業をする外国語指導助手、いわゆるALTは財団法人自治体国際化協会によるJETプログラムを通じて任用しており、その報酬及び費用弁償については当市で支給しております。ALTの身分は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の臨時・非常勤職員と解されます。当市の特別職の職員に係る費用弁償については、一般規定である弘前市議会議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例において、弘前市職員等の旅費に関する条例の規定を準用することとされておりますが、この条例では外国から日本に赴任する際に支払うべき移転料、着後手当についての規定がありませんでした。このため、ALTについては、特別に本条例において移転料と着後手当について費用弁償を支給してまいりました。しかし、平成25年度から総務部においてJETプログラムを通して国際交流員を新たに任用することになり、これに伴って国際交流員が赴任する際に移転料や着後手当を支給できるように弘前市職員等の旅費に関する条例の規定を改正することになりました。この改正により、ALTの報酬及び費用弁償について別途規定をする必要がなくなったことから、本条例を廃止しようとするものであります。なお、根拠となる条例の変更に伴って、ALT報酬及び費用弁償の額に変更はありません。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。
- 1番（山科 實委員） 国際交流員と外国語指導員は同じですか。
- 教育総務課長（三上哲也） 今回、総務部のほうで任用することとなる国際交流員というのは、詳しくは聞いていないのですが主に観光のほうで働いていただくと。ただ、財団法人自治体国際化協会から派遣してもらうという、派遣元は一緒なのですが、必ずしも語学指導というよりも観光のほうで働いてもらう方と聞いております。
- 1番（山科 實委員） そうすると、国際交流員で来ている体系の中にALTも入れると考えればいいのですか。
- 教育総務課長（三上哲也） 今までは、弘前市の職員の旅費に関する規定の中では、外国から職員が来て、それに伴う要は引っ越しの費用なのですが、引っ越しの費用とこちらに来てからの準備金なのですが、そのようなことは想定していなかったことから規定していなかったため、教育委員会では専用の条例をつくってきたのですが、今回、弘前市の職員の旅費に関する条例の中にそういった部分までうたいますので、今までの条例は必要なくなったということであります。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは、議案第5号を可決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は原案どおり可決されました。

・議案第6号について

- 委員長（山科 實委員） 議案第6号教育研究所条例の一部を改正する条例案について審議します。
- 指導課長兼教育研究所長（工藤雅哉） 議案第6号弘前市教育研究所条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提案理由は、弘前市教育研究所の機能性の向上を図るため、名称を変更するとともに、業務の範囲を拡大するなど所要の改正をしようとするものであります。まず、弘前市教育研究所条例という題名を弘前市教育センター条例に改めます。弘前市教育研究所は教育に関する専門的な事項及び技術的な事項の調査研究、教育職員の研修等を行い、当市の教育の充実、振興を図るために平成7年に設置されました。平成22年12月「弘前市教育振興基本計画－夢実現弘前教育プラン－」の策定に伴い、教育研究所としての役割、機能をより充実するため、従来の運営組織の見直しを図るとともに、新たに相談支援チームの設置並びに弘前市就学指

導委員会及び学校適応指導教室の機能強化を図り、教育相談、支援機能の充実を図ってまいりました。また、平成24年度からは、隣接する東中学校に本県では2番目に開設された中学校通級指導教室を教育研究所内に設置し、適応指導教室スタッフや就学指導委員会事務局スタッフ、そして教育研究所指導主事との連携も図りながら弘前市の実情にあわせた中学校通級指導のあり方を実践研究するなど、本市における学校教育に関するセンター的な役割を果たしていることから、弘前市教育研究所という名称から弘前市教育センターと改めるものであります。このことから、第1条中、「弘前市教育研究所（以下「教育研究所」という。）」を「弘前市教育センター（以下「教育センター」という。）」に改めます。同様に、第2条中「教育研究所」を「教育センター」に改め、同条の表中「弘前市教育研究所」を「弘前市教育センター」に改めます。さらに、第3条中「教育研究所」を「教育センター」に、同条第5号中「情報処理教育」を「教育の情報化」に、同条第6号中「弘前市就学指導委員会、学校適応指導教室」を「弘前市教育支援委員会、弘前市フレンドシップルーム」に改めます。教育の情報化につきましては、平成20年に告示された学習指導要領を受け、平成21年に文部科学省から教育の情報化に関する手引が刊行され、教育の情報化にかかわる取り組み全体をサポートする教育委員会の推進体制が示されたことによります。次に、就学指導委員会の名称変更につきましては、就学指導委員会の役割は就学先の決定にとどまるものではなく、早期からの教育相談及び支援等、就学後の一貫した支援についても助言を行う必要があり、個別の教育支援計画を作成し長期的な視点で一貫した教育的支援を行っていくこととしたことから、弘前市教育支援委員会と改めるものであります。また、学校適応指導教室の名称変更につきましては、同教室の機能をさらに充実させるために、保護者に対する相談活動や引きこもりがちな不登校児童生徒への家庭訪問による支援、電子メールなどによるITを活用した支援にも取り組んでおり、児童生徒や保護者にとってより親しみやすく、ニーズに応じた利用しやすい環境づくりを推進するために弘前市フレンドシップルームと変更するものであります。なお、この名称につきましては、現在利用している児童生徒からも名前を募集し、複数の候補から選んだ名称であります。

続いて、第4条から第6条まで、第10条、第11条及び第14条から第18条までの規定中「教育研究所」を「教育センター」に改めます。

附則につきましては、弘前市教育研究所条例を弘前市教育センター条例に改め、別表の教育研究所有料施設使用料を教育センター有料施設使用料に改めます。また、本条例の施行期日を平成25年4月1日と定め、あわせて施行の日の前日までに改正前の弘前市教育研究所条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の弘前市教育センター条例の相当規定によりなされたものとみなします。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。
- 1番（山科 實委員） 従来の教育研究所長は教育センター所長ということになるのですか。
- 指導課長兼教育研究所長（工藤雅哉） はい。
- 4番（前田幸子委員） 名前を変えるということは、本当に中身もすべて変わっていくという心構えでいかないと大変だと思いますので、それを多くの市民の方たちにも徹底していくということがこれからの大きな課題になるのではないかなと思います。先ほどの説明にもあったように、子供たちからもそういったネーミングの際にはいろいろな意見を聞いたということであり、それから先ほどの活用の仕方など、非常に中身の濃いものになっていくという点をたくさんの方たちに知ってもらうようにこれからもよろしくお願いします。
- 1番（山科 實委員） 名前が非常に抽象的になった分、どういう内容なのかということに関しては、啓蒙とか広報活動していただければと思います。
- 4番（前田幸子委員） ぜひ、名前と中身が一致するように。
- 5番（佐藤紘昭委員） これまで、1年数カ月にわたって教育研究所という名称が、市民の方々から何の研究をしているのだろうかと、やはり名称をもう少し機能が見えるような形にしたいと。現在、教育センターに七つの機能を持たせたような市民に分かりやすいものにしていこうと。もう一つは、別の機会に教育委員に御協議いただきたいのですが、そこをさらに多くの市民の方々が集まれる学びの共有空間のような場所にしていきたいということで、皆さんから御意見をちょうだいしながらさらに弘前市の学びのセンターとなるような方向にしていきたいと事務局の中では話しております。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは、議案第6号を可決することに異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。

・議案第7号について

- 委員長（山科 實委員） 議案第7号弘前市学校給食センター条例の一部を改正する条例案について審議します。
- 保健体育課長（柴田幸博） 議案第7号弘前市学校給食センター条例の一部を改正する条例案について御説明します。

提案理由でございますが、相馬中学校の給食室を西部学校給食センター相馬中

学校分室とし、食物アレルギー対応給食の共同調理場とするため、所要の改正をするものでございます。

まずは、アレルギー対応食提供事業についてでございますが、食物アレルギー疾患のある児童生徒に対しても、他の児童生徒と同じような学校給食を提供することで本人や保護者が感じる不安や負担を解消することを目的とした学校給食食物アレルギー対応食提供事業を平成25年4月——新年度から開始し、相馬中学校の調理室をアレルギー対応給食専用調理室として活用することとしております。なお、相馬中学校調理室では、専門にアレルギー対応給食を調理するため、相馬中学校へは西部学校給食センターから給食が配食されるということとなります。改正の内容でございますが、第2条表中、名称として弘前市西部学校給食センター相馬中学校分室、位置でございますが弘前市大字紙漉沢字山越48番地を加えるものでございます。附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するというものでございます。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。

○2番（今由香委員） 数として、だいたいどれくらいの子供に対応する予定なのか。

あと、現実に各学校へ配食する方法はどうなるのでしょうか。

○保健体育課長（柴田幸博） 実は4月に向けて、今年度中に市内の全小中学校に対して、アレルギー対応食の要望があるかどうか調査しております。結果としまして、これは、昨日現在でございますが、申請者が小学校38人、中学校5人、計43人です。うち5大アレルギーの対象者が小学校26人、中学校4人、計30人です。出発点は、5大アレルギー対応食を提供するというところでございますので、現時点では30人という予定です。新入生に対しましては、1学期にいろいろ調査をする必要がございますので、2学期からの提供になります。配食の方法でございますが、相馬中学校調理室でつくったものを東部、西部それぞれセンターのほうへ配送されます。それぞれのセンターの配送車で各学校へ配食されるということになります。

○1番（山科 實委員） これは分室にすることによって勤務する職員も大きく変わるということですか。給食センターのほうからアレルギーの分室のほうへ行かれるとか、その辺はどうなのですか。

○保健体育課長（柴田幸博） 現在、相馬中学校で給食を調理している調理員がそのままアレルギー対応食のほうへ移行します。栄養士は現在、保健体育課にいる自校式の栄養士がアレルギーの栄養士として進めるということになっております。

○1番（山科 實委員） 今いる従来のスタッフそのままで対応できるということですか。

○保健体育課長（柴田幸博） 組織的には西部学校給食センターの配下に入るということになります。



- 1番(山科 實委員) 分室長はいるのですか。今いる栄養士が、今言われたようにアレルギーに関する調理員に対する指導とか確認をするということですか。
- 保健体育課長(柴田幸博) 西部学校給食センターの所長が全部統率するということになります。また、今の栄養士が献立を立てたり、親御さんとのやり取り、全部、個対個のやり取りになりますので、それらの連絡、調整すべて栄養士が担うと。あと、事務職も保健体育課の職員がその対応に当たるということで考えております。
- 1番(山科 實委員) 栄養士は1人ですか。
- 保健体育課長(柴田幸博) 栄養士は1人です。
- 1番(山科 實委員) 複数の栄養士でダブルチェックする必要性はないのですか。
- 保健体育課長(柴田幸博) その辺につきましては、西部給食センターのほうに栄養士が4名おりますので、その中で調整させていただきたいと考えております。
- 4番(前田幸子委員) ごく最近も給食を食べて亡くなった子供もありましたので、本当にこれは大切なことだと思います。この名称ですけれども、弘前市西部学校給食センター相馬中学校分室ですが、アレルギー対応給食といったわかりやすい名称にはならないものですか。
- 保健体育課長(柴田幸博) 名称の取り扱いについては、県や法規担当と調整した結果、このような名称となりましたので御理解いただきたいと思います。それから、安全第一ということでございますが、マニュアルがまとまりましたので委員の皆様には次の会議の際に、実は来月7日に学校給食主任の先生方への説明会、12日、校長、教頭、養護教諭の先生方に対しての説明会を予定して徹底していきたくたいと。年度が明けたら再度、説明会を持っていく必要があると計画していきたくたいと思っていました。
- 3番(土居真理委員) スタートの時点で5大アレルギーが小学校26名、中学校4名ということなのですけれども、アレルギーというのはある日突然変わりますので、新学期でなくても、昨日まで大丈夫だったものが今日だめになるということがあるということを現場の先生方にも十分に、説明会があるようですけれども御理解いただいて、何かちょっとでもおかしいと思った親御さんには、遠慮なくいつでもこういうものが利用できるということを徹底して伝えてあげていただきたいと思います。
- 保健体育課長(柴田幸博) 学校では、個々の児童生徒から学校管理票ということで、アレルギーを初めすべての項目についてのチェックリストをお持ちになっています。まず、それをもって第一弾としてアレルギーがあるかないかを判断しているのですけれども、それに今言われましたとおり、いつ出てくるかわからない、そういう時は親御さんからそういった情報を学校に上げてもらって、学校からこちらへ連絡を入れてもらうと。そういう体制づくりを徹底していきたくたいと思って

います。

○5番（佐藤紘昭委員） 1点は提案と、2点目はお願いです。

一つ目は、正式には相馬中学校分室と条例の中でうたわれている。通称とか別称としてみんなが気軽に使えることを検討することも一つかなと思います。それから、お願いなのですけれども、説明会があると言っていましたけれども、実はアレルギー対応食は弘前市内の給食を食べる子供たちにとっても大事なことで説明をしていただきたいのです。30名のアレルギーのある子供たちのためだととらえられがちなのですけれども、「3.11」(東日本大震災)のとき、食材が全部調達できなくて、市内の全部の子供たちになかなか給食を提供できなかったのです。それは、アレルギーのある子供たち、食材はどこからでも集めてこられるのですけれども、その中にアレルゲンが含まれる場合があるということで、日数がかかったのです。どこからでも食材を集められるわけではなかったのです。そういう意味では、5大アレルゲンのある子供たち30名については危険が伴うので、場合によっては家庭から弁当を持ってきてもらって、他の子供には安心して給食を速やかに出せますというようなことにつながるということで、どうしても市民の皆さん、学校の皆さん、大変になるという思いなのですけれども、これをやることによって市内すべての子供たちにとって安全安心な給食を速やかに提供できるのだということの意味を踏まえて説明していただけたらと思います。

○保健体育課長（柴田幸博） そういう形で説明をしてまいりたいと思います。それと、アレルギー対応食の食器が通常の食器と異なるのです。そういうことで、なぜ違うのかといじめ等になりかねないことから、栄養教諭に新年度、アレルギーの関係を重点的に子供たちにPRしていただくと、学校からもお願いしないといけないと思います。あわせて、野菜の摂取率が文部科学省で定めている基準をやや下回っているのです、弘前の給食では。野菜嫌いの子で残食が多いということもあって、いろいろ工夫はしているのですが、なかなか伸びないと。その辺も、来年度、重点で栄養教諭の方に学校を回って指導をしてもらおうと考えています。

○1番（山科 實委員） そういうことも含めて、分室の意味は大変大きいので、全体を支えているということも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第7号を可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって議案第7号は原案どおり可決されました。

・議案第8号について

委員長（山科 實委員） 議案第8号について審議します。

（非公開で審議—原案どおり可決）

・議案第9号について

委員長（山科 實委員） 議案第9号について審議します。

（非公開で審議—原案どおり可決）

・議案第10号について

委員長（山科 實委員） 議案第10号について審議します。

（非公開で審議—原案どおり可決）

・議案第11号について

委員長（山科 實委員） 議案第11号について審議します。

（非公開で審議—原案どおり可決）

・議案第12号について

委員長（山科 實委員） 議案第12号について審議します。

（非公開で審議—原案どおり可決）

○委員長（山科 實委員） 以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了  
しました。これをもって平成25年第1回教育委員会会議を閉会いたします。

午後4時53分閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係主査 前田 修

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 佐 藤 紘 昭

署名者 今 由 香